

山梨県公報

第二千三百六号

平成二十五年

三月十四日

木曜日

目次

告示

- 一七七 県営土地改良事業計画の決定
- 一七七 道路の区域変更(三件)
- 一七八 道路の供用開始(五件)
- 一七八 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 一七九 平成二十五年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

公告

- 一八六 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(九件)
- 一九四 土地区画整理組合の事業計画の認可
- 一九四 開発行為に関する工事の完了について

公安委員会

- 一九四 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告示

山梨県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(箕輪堰地区ため池等整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

縦覧書類

一 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

山梨県告示第七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
大月市富浜町鳥沢字山谷六一三三番の一地 先から 大月市富浜町鳥沢字山谷五四二七番の四地 先まで	八・〇 四七・〇	四・八 一三・〇		一三二・一

山梨県告示第八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 甲斐中央線
三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町飯喰字屋敷添八九七番地先 から 中巨摩郡昭和町飯喰字屋敷添九四三番地先 まで	五・〇	五・八	九六・九	
	九・八	九・八		
中巨摩郡昭和町河西字村内八五七番の三 地 先から 中巨摩郡昭和町河西字村内官有無番地先 まで	六・四	六・九	四七・五	
	六・九	六・九		
中巨摩郡昭和町河西字村内七四五番の三 地 先から 中巨摩郡昭和町河西字村内七四四番地先 まで	六・二	七・二	二六・二	
	七・二	七・二		
新	六・四	七・〇	四七・五	
	七・〇	七・〇		
新	六・二	八・三	二六・二	
	八・三	八・三		

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 甲府市川三郷線
三 道路の区域

山梨県知事 横 内 正 明

区 間

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
中巨摩郡昭和町押越字殿屋敷一四三番の 一 地先から 中巨摩郡昭和町河東中島字熊宮三三〇番の 一 地先まで	六・七	六・七	七・一	二二・九
	七・一	七・一		
中巨摩郡昭和町河東中島字村下官有無番地 先から 中巨摩郡昭和町河東中島字村下一九三番 地先まで	六・八	六・八	六・八	一八・六
	六・八	六・八		
新	六・八	一六・七	一六・七	一八・六
	一六・七	一六・七		

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	一四〇号	笛吹市石和町大字井戸字豊岡七 九番の一地先から 笛吹市石和町大字井戸字豊岡三 五六番の一地先まで	三四七・四	平成二十五年三月十五日

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	笛吹市石和町大字井戸字豊岡一八三番の一地先から 笛吹市石和町大字井戸字豊岡一 九八番の一地先まで	二八〇・四	平成二十五年三月十五日

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町印沢字大崩 六七四番の四地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字 兔平七二一五番地先まで	二九五・〇	平成二十五年三月十四日

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長沢小淵沢線	北杜市小淵沢町上笹尾字滝之前 二八五二番の一地先から 北杜市小淵沢町上笹尾字滝之前 二八九五番の一地先まで	一三四・二	平成二十五年三月十四日

山梨県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年四月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市山宮町字米草三四〇番の 一地先から 甲府市山宮町字西岬四七〇番の 一地先まで	三六〇・五	平成二十五年三月十四日

山梨県告示第八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十一号までの標

急傾斜地崩壊危険区域	柱を順次結んだ線、及び一号と十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
斧窪		一	大月市				仲間沢	二三一九番
		二	同				同	同
		三	同				同	二三一八番
		四	同				同	同
		五	同				仲田	二三一番四
		六	同				同	同
		七	同				仲間沢	二三一番一
		八	同				同	二三〇番一
		九	同				同	同
		十	同				同	二三一九番
		十一	同				同	同

山梨県告示第八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六百六十七條の五第一項の規定に基づき、平成二十五年年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
- 1 令第六百六十七條の四第一項の規定に該当する者
- 2 令第六百六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

されている者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

4 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）
(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
(三) 身分証明書（個人の場合）
(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
(七) 契約に關し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

(八) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面
(九) 役員等名簿（第三号様式）
(十) 誓約書（第四号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二三三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限
資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十六年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出
申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から5までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づき資格を有する者とみなす。

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正明 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営 業 経 歴 書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印		
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□ チェックボックス		電話 () FAX () メールアドレス ホームページURL		
⑤ 住所		〒□□□-□□□□		電話 ()		
契約委任先		名称		FAX ()		
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無	
	第1希望		第1希望			
	第2希望		第2希望			
	第3希望		第3希望			
			第4希望			
			第5希望			
		第6希望				
⑦ 営業又は種は目取扱品名				⑧ 営業担当者	部署名 フリガナ 職氏名 電話 () fax () メールアドレス	
				⑨ 契約使用印鑑(印影)		⑩ 消費税法に規定する 課税・免税業者の別 課税業者 免税業者
⑪ 経営の規模	法人	資本金合計	うち資本金			
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸	
	個人	円	円	円	円	
⑫ 機械設備の類	機械装置類		車両運搬具類	工具器具備品類	計	
	円		円	円	円	
⑬ 営業年数	創業	現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年	⑭ 従業員数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年	人	
⑮ 決算状況	製造販売等実績高 (直近の決算期)		自 年 月 日 至 年 月 日	流動比率 流動資産 _____ = _____ = _____ % 流動負債		
	総売上	製造	円			
		物品	円			
		役務	円			
		合計	円			
上記のうち県との取引額				円		
⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)	⑰ 機械設備	機種	性能	台数	
	その他一般(過去2年分)					
取引金融機関						

役員等名簿

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

平成 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別(男/女)	生年月日(明治M、大正T、昭和S、平成H)

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し、契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所
氏名(会社名称及び代表者)

代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員(事業協同組合の場合は理事)を記入して下さい。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。
個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)
氏 名 _____ 印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を葎崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

（一） 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
葎崎市清哲町青木字西向三二九二の一、三二九二の松原りか 二、三二九二の三、三二九三の一、三二九三の二、 三二九三の三	
葎崎市清哲町折居字大根場一四七一	小澤保昌
葎崎市清哲町折居字大根場一四七三	横森安定
葎崎市清哲町折居字大根場一四七五	小沢加賀作郎

（二） 保安林として指定された目的

水源の涵養

（三） 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（四） 保安林の指定施業要件変更の告示
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五号
 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一〇七の三	名取瀬平治、中澤泉
葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一一三の二	廣瀬千鶴、廣瀬忠、廣瀬繁
葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一〇四、六一一六、 字細久保六一〇五、字作り道六一六一、六一六四、 字大久保六一八九、六一九七、六一九九、字長久保 六〇九六、字日向水六二二三の一、六二二三の二	中澤泉
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一八六	小林あき子、平賀久男、平賀久徳、平賀久美、牧野久二子
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一七六、六一八一、 六一二〇の二、六一二一、字日向水六二三七、字篤 久保六二七六、六二七七	名取昭五
葎崎市清哲町青木字諸久保三〇四〇の三	藤巻英俊
葎崎市円野町下井字上の山三一四五、三一四七	越石久女子
葎崎市円野町下井字上の山三一二七の一、三一二 七の二	中島哲也
葎崎市穂坂町三之蔵字真藤原六〇八〇	廣瀬政一
葎崎市穂坂町三之蔵字大久保六二九八の一、六二九 八の二、六二九八の三	中澤泉、向山久次郎
葎崎市穂坂町三之蔵字中沢五九五二	横森徳雄
葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇八七	志村喜代治

葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇九三、六〇九四	志村真平
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六三三二、六三三二	大柴吉信
葎崎市円野町上円井字梨木畑三五七一	木浦原佐一
葎崎市円野町上円井字竈沢三六八三	田島功之
葎崎市円野町上円井字竈沢三六八一の二、字籠沢三六八一の三	田中米子、(株)丸徳
葎崎市穴山町字上新田七七二二の五	島津網蔵
葎崎市穴山町字上新田七七二三の三	島津與比
葎崎市穴山町字上新田七七二四の三	嶋津熊三郎
葎崎市円野町下円井字上の山三一四八	越石勘三
葎崎市穂坂町三之蔵字大久保六二九六、字日向水六二二五	東福院
葎崎市旭町上条北割字鎌倉四二六一の一	小野清太郎
葎崎市旭町上条北割字鎌倉四三三四の二	小野文男
葎崎市穂坂町三之蔵字作り道六二六〇、字八丁五八五一、五八五七の二、字日向水六二二九、字細久保六一七三、六一七四、六一八〇、六二〇六の二、六二〇八の二、六二〇九の一、六二〇九の二、六二一四、字屋敷日影六一一九	曾雌英人
葎崎市穂坂町三之蔵字作り道六二六九、字猪久保六一五三	宝積寺
葎崎市穂坂町三之蔵字長久保六〇九八の一、六〇九八の二	尾形貫一

葎崎市穂坂町三之蔵字中沢五九二九の一、五九二九の二、字屋敷日影六一一の五	望月由太郎
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六二五〇	中澤泰
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六三三八、六三三九	曾雌米紹
葎崎市穂坂町三之蔵字日向水六二四八、六二四九	小泉亘
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一六四	曾雌米吉
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一八二、字屋敷日影六一二七の一、六一二七の二、字猪久保六一六〇	曾雌肇
葎崎市穂坂町三之蔵字細久保六一〇四	曾雌伊兵卫
葎崎市穂坂町三之蔵字屋敷日影六一二五	望月由道
葎崎市穂坂町三之蔵字作り道六二六八の一	向山匠

- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
葎崎市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (四) 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市打返字向場九七	大沢孟住
甲斐市打返字家ノ後二一六の二、二一六の三、二一六の四	大沢嘉猷
甲斐市打返字室窪四二六（次の図に示す部分に限る。）	大沢今朝吉
甲斐市打返字室窪四七九の一（次の図に示す部分に限る。）、四七九の二	大澤百代
甲斐市下芦沢字若下九〇一	長田積宝
甲斐市下芦沢字若下九〇三、上芦沢字立岡山二二六二、二二八七、二二九〇	小林智恵子
甲斐市下芦沢字若下九〇四	長田米吉
甲斐市下芦沢字若下九一四の二	岡田将明
甲斐市下芦沢字若下九一五	岡田善雄
甲斐市下芦沢字若下九一六の二	岡田秋義
甲斐市安寺字外窪尻九九五の二	長田睦夫
甲斐市安寺字外窪尻一〇一〇	横森長次郎

甲斐市下芦沢字古山二〇二六の一	長田啓子
甲斐市上芦沢字小川一〇三五の二、一〇三五の三、一〇三五の四	滝口松治郎
甲斐市上芦沢字小川一〇三六の二、一〇三六の三、一〇三六の四	藤波倫
甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇五六の二	小泉俊一
甲斐市上芦沢字立岡山二二六三	滝口正光、滝口春代、田沢久美子
甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の一（次の図に示す部分に限る。）	船形神社
甲斐市下菅口字釜抜五九七から五九九まで	吉岡好子
甲斐市亀沢字芝ノ田六四八七	保延義玄

- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (-) 立木の伐採の方法
- 1 一の森林については、主伐は、択伐による。
 甲斐市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
- 平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二七三	菊池譲治、天野音吉、長田所作
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二六三	天野千代吉
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の二六七	㈱サクラオフィス
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一七四五	長田房一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を関係市役所及び村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市西原字沢入六〇二〇	山口延勝
北都留郡丹波山村字下どち一五八九の一、一五九八	小野八郎
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五五二（次の図に示す部分に限る。）、二一九七の四九〇	天野辰吉、天野七郎司
北都留郡丹波山村字大山戸谷五五七二	守屋勤

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市武川町三吹字大軽井沢四二二七	大屋敷泰子
北杜市武川町山高字大沢三三一八、三三五二	花房武茂

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大軽井沢四二二七（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三三六	久保善孝
南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三三八の二	佐野庸吉
南巨摩郡身延町帯金字鷹沢四三五一、四三五五	千須和きく子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市古閑町字烏帽子石二九九二の三	池谷袈裟夫、橋田榮、橋田修治、橋田ふみ、田中勇、田中定、田中百、田中俊男、土橋敬一、土橋好、土橋昭五、渡辺正雄、土橋氣村

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三十一号

(一) 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市中心経寺町字横手一一三八の二、一一三八の五	柿島満吉
甲府市古閑町字飯田六五〇	土橋一雄

甲府市古閑町字入野二二二八、二二二八の内一

河野信一

甲府市古閑町字川野三〇一八の三一

内藤孝行

甲府市古閑町字川野三〇一八の五〇

佐野正勝、土橋其次、内藤豆太郎

甲府市古閑町字川野三〇一八の五一

河野今朝鷹、河野島村、河野肆郎、河野芳作

甲府市右左口町字戸座石四六六一（次の図に示す部分に限る。）

富永フサ

甲府市梯町字平松一〇〇七

河野健

甲府市古閑町字烏帽子石二九九二の九

田中征二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲府市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九條の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市下福沢字大窪一九三六、一九三七、一九四一から一九四四まで、字大平毛二二二八から二二三四まで、二二三六、二二三七、二二三九、二二四〇、二二四一、上芦沢字崩沢九三〇	岡田登
甲斐市下福沢字上川原二〇二の二、字大平毛二二三	長田新吉
甲斐市下福沢字大平毛二二二四	佐藤茂
甲斐市下福沢字大平毛二二七の一	佐藤茂馨
甲斐市下福沢字大平毛二二三一	井上弥右工門
甲斐市下福沢字大平毛二二三七の内一	岡田歳次郎
甲斐市上芦沢字崩沢九三一、上福沢字孫目五八二の二、五八四、五八七、字釜ノ口一〇四二、一〇四三	井上義光
甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇四八、字崩沢九四〇	藤波倫
甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇五三、上福沢字東沢一一二一、一一二二、一一二五、一一三〇	小林榮治
甲斐市上芦沢字崩沢九一から九一四まで	大澤百代
甲斐市上芦沢字崩沢九二八	横森ふみ

甲斐市上芦沢字崩沢九二九	宮本豊一
甲斐市上芦沢字崩沢九四九	有限責任清川信用購買組合
甲斐市上芦沢字崩沢九五〇の一	岡田秋義
甲斐市上福沢字深窪一〇三五	岡田利政
甲斐市上福沢字深窪一〇四一	長田年三
甲斐市上福沢字深窪一〇四五、字東沢一〇九七、一〇九九、一一二三、一一二八、一一六〇、一一六一	小林智恵子
甲斐市上福沢字深窪一〇五四	長田義忠
甲斐市上福沢字孫目五八三、五八六、五八八	佐藤正文
甲斐市上福沢字東沢一〇九六	上笹要
甲斐市上福沢字東沢一〇九八、一一〇六、一一〇七、一一一〇	飯沼憲彦
甲斐市上福沢字東沢一一〇五、一一三四	下笹源吉
甲斐市上福沢字東沢一一一六	長田仙隆
甲斐市上福沢字東沢一一三一	小林常藏
甲斐市上芦沢字崩沢九三一、上福沢字孫目五八二の二、五八四、五八七、字釜ノ口一〇四二、一〇四三	井上徳三郎

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十二号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市下菅口字寺沢八〇二、八〇四、八〇九、八一 二、字立岡山二八四の二、上菅沢字釜ノ口一〇四〇 の二	岡田秋義
甲斐市下菅口字窪田一三五三	武藤美知子
甲斐市下菅口字窪田一三六五、一三六八 から一三七六まで	飯窪ふさ
甲斐市下菅口字窪田一三六五、一三六八	廣濟寺
甲斐市下菅口字後林一一六八	飯窪常兵衛、飯窪八左工門、 井上興兵衛、三村朝吉

甲斐市上菅口字北ノ平九六六	三村朝吉
甲斐市亀沢字枇杷坂六一〇、打返字向場八六、字 室窪四九七	大沢大治
甲斐市上菅沢字西ノ入八三四	井上弥右衛門、横森万吉
甲斐市上菅沢字湯道尾根六九一、六九二	横森剛
甲斐市上菅沢字湯道尾根六九三	三村喜子
甲斐市上菅沢字崩沢九〇六の二、九一〇、九四二か ら九四五まで	大澤百代
甲斐市神戸字ウビラケ七一三から七一七まで、七一 九、七二一から七二四まで	佐藤正文
甲斐市神戸字ウビラケ七一八	佐々木正利
甲斐市神戸字ウビラケ七二〇、七三五	小林智恵子
甲斐市神戸字ウビラケ七三一	長田年三
甲斐市神戸字坂ノ下二九七	長田孝志

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて

縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十七号

● 土地区画整理組合の事業計画の認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第三項の規定により、次のとおり事業計画を認可した。
平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

都留市井倉第二土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十四年度から平成二十八年度まで

三 施行地区

都留市大字井倉字美通及び字馬場の各一部

四 事務所の所在地

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所内

五 設立認可の年月日

平成二十三年九月一日

六 事業計画の認可の年月日

平成二十五年三月十四日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十五年三月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（丁区）に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町船津字胎内六六〇〇の一及び六六〇一の三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の六 富士観光開発株式会社 代表取

締役社長 志村 和也

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年三月十四日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

二十八 一般国道 一四〇号	山梨県甲府市横根町字大坪四七五番の三地先から山梨県甲府市向町字遠免三〇七番の一地先まで
二十九 一般国道 四一一号	山梨県甲府市和戸町字奈良原九四一番の一地先から山梨県甲府市酒折二丁目三〇六番の一地先まで

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。